

# 計算書類に対する注記(法人全体)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の有価証券—総平均法
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品—定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
  - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
  - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

## 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

## 3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第二様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)  
当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 法人本部拠点  
「社会福祉法人嶽場会」
  - イ 特別養護老人ホーム松山荘拠点(社会福祉事業)  
「介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム松山荘」  
「短期入所生活介護事業 松山荘ケアステーション」  
「生活支援多機能ホーム パインの雫」  
「グループホーム パインの森」  
「通所介護事業 ピノカーサ岩木」  
「居宅介護支援事業所 ピノカーサ岩木」  
「グループホーム ピノッ郷」  
「訪問介護事業 松山荘ケアステーション」
  - ウ パインハウス岩木拠点(社会福祉事業)  
「通所介護事業 松山荘ケアステーション」  
「通所介護事業 パインハウス岩木」  
「地域包括支援センター」  
「介護予防支援事業」  
「松山荘在宅介護支援センター」
  - エ パインハウス弘前拠点(社会福祉事業)  
「通所介護事業 パインハウス弘前」  
「在宅介護支援センター パインハウス弘前」

- 「居宅介護支援事業所 パインハウス弘前」
- 「グループホーム パインの里」
- オ パインハウス城南拠点(社会福祉事業)
- 「通所介護事業 パインハウス城南」
- 「居宅介護支援事業所 パインハウス城南」
- 「グループホーム パインの街」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	260,724,823	11,077,924	0	271,802,747
建物	1,513,672,240	0	84,525,718	1,429,146,522
合 計	1,774,397,063	11,077,924	84,525,718	1,700,949,269

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,331,979,249	902,832,727	1,429,146,522
構築物	120,437,985	67,456,007	52,981,978
機械及び装置	26,460,596	24,561,889	1,898,707
車輛運搬具	125,371,218	107,728,951	17,642,267
器具及び備品	148,240,722	114,142,136	34,098,586
有形リース資産	18,973,440	14,307,840	4,665,600
その他の固定資産	357,100	357,098	2
合 計	2,771,820,310	1,231,386,648	1,540,433,662

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	192,497,858	0	192,497,858
合 計	192,497,858	0	192,497,858

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

## 11. 重要な偶発債務

該当なし

## 12. 重要な後発事象

該当なし

## 13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・特養松山荘、ピノカーサ岩木の事業量の増大とそれに伴う職員増、また平成29年4月グループホームパインの森移転改築及び生活支援多機能ホームパインの零開設によって、事業用車輛と職員車輛が大幅に増えて駐車スペースが確保できず、施設入居者用の緑地帯（遊歩道、庭園）を車輛用に占有している現状があるため、新たな用地として弘前市大字五代字田屋敷へ土地を購入した。
- ・平成10年パインハウス弘前の事業開始に伴って取得した「建物付属設備」の「給排水設備」の一部の装置を老朽化により処分、入れ替えをした。入れ替えにより、固定資産の使用可能期間延長となったため、改修工事費用を固定資産「建物付属設備」の一部として計上した。
- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務3,118,160円を流動負債へ計上した。
- ・火災保険の前払費用について1年基準を採用し、翌々年度以降分を長期前払費用で計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。
- ・障害者自立支援法に基づく居宅介護はその事業規模が小さく、介護保険法の訪問介護事業と一体的に行われたため、事業活動による収入(資金収支計算書)及びサービス活動による増減の部の収益(事業活動計算書)に勘定科目を設定して処理している。

# 計算書類に対する注記(法人本部拠点区分)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の有価証券—該当なし
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品—定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
  - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
  - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

## 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

## 3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))はサービス区分が法人本部のみのため省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に対する注記(松山荘拠点区分)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の有価証券—総平均法
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品—定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
  - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
  - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

## 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

## 3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホーム松山荘拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅰ))
  - ア 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム松山荘
  - イ 短期入所生活介護事業 松山荘ケアステーション
  - ウ 生活支援多機能ホーム パインの雫
  - エ グループホーム パインの森
  - オ 通所介護事業 ピノカーサ岩木
  - カ 居宅介護支援事業所 ピノカーサ岩木
  - キ グループホーム ピノッ郷
  - ク 訪問介護事業 松山荘ケアステーション
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	140,887,146	11,077,924	0	151,965,070
建物	1,187,597,206	0	67,732,480	1,119,864,726
合計	1,328,484,352	11,077,924	67,732,480	1,271,829,796

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,637,747,807	517,883,081	1,119,864,726
構築物	96,405,669	49,868,521	46,537,148
機械及び装置	13,949,652	12,602,482	1,347,170
車輛運搬具	51,746,728	40,088,366	11,658,362
器具及び備品	100,543,957	74,559,655	25,984,302
有形リース資産	11,249,280	8,216,640	3,032,640
合計	1,911,643,093	703,218,745	1,208,424,348

## 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。  
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	125,398,102	0	125,398,102
合計	125,398,102	0	125,398,102

## 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 10. 重要な後発事象

該当なし

## 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・特養松山荘、ピノカーサ岩木の事業量の増大とそれに伴う職員増、また平成29年4月グループホームパインの森移転改築及び生活支援多機能ホームパインの零開設によって、事業用車輛と職員車輛が大幅に増えて駐車スペースが確保できず、施設入居者用の緑地帯(遊歩道、庭園)を車輛用に占有している現状があるため、新たな用地として弘前市大字五代字田屋敷へ土地を購入した。
- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務2,047,680円を流動負債へ計上した。
- ・火災保険の前払費用について1年基準を採用し、翌々年度以降分を長期前払費用で計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。
- ・障害者自立支援法に基づく居宅介護はその事業規模が小さく、介護保険法の訪問介護事業と一体的に行われたため、事業活動による収入(資金収支計算書)及びサービス活動による増減の部の収益(事業活動計算書)に勘定科目を設定して処理している。

# 計算書類に対する注記(パインハウス岩木拠点区分)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の有価証券—該当なし
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品—定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
  - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
  - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

## 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

## 3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) パインハウス岩木拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅰ))
  - ア 通所介護事業 松山荘ケアステーション
  - イ 通所介護事業 パインハウス岩木
  - ウ 地域包括支援センター
  - エ 介護予防支援事業
  - オ 松山荘在宅介護支援センター
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	43,139,397	0	0	43,139,397
建物	181,160,529	0	9,177,056	171,983,473
合 計	224,299,926	0	9,177,056	215,122,870

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし



6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	236,934,854	64,951,381	171,983,473
構築物	10,540,596	4,623,911	5,916,685
機械及び装置	3,094,000	2,998,081	95,919
車輛運搬具	30,215,651	28,388,018	1,827,633
器具及び備品	18,405,620	15,436,018	2,969,602
有形リース資産	984,960	689,472	295,488
合計	300,175,681	117,086,881	183,088,800

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。  
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	19,062,126	0	19,062,126
合計	19,062,126	0	19,062,126

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務196,992円を流動負債へ計上した。
- ・火災保険の前払費用について1年基準を採用し、翌々年度以降分を長期前払費用で計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。

# 計算書類に対する注記(パインハウス弘前拠点区分)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の有価証券—該当なし
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品—定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
  - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
  - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

## 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

## 3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) パインハウス弘前拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅰ))
  - ア 通所介護事業 パインハウス弘前
  - イ 在宅介護支援センター パインハウス弘前
  - ウ 居宅介護支援事業所 パインハウス弘前
  - エ グループホーム パインの里
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	8,301,550	0	0	8,301,550
建物	80,301,881	6,141,700	5,060,614	81,382,967
合計	88,603,431	6,141,700	5,060,614	89,684,517

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	241,965,117	160,582,150	81,382,967
構築物	3,030,469	2,967,667	62,802
機械及び装置	3,899,636	3,899,634	2
車輛運搬具	23,291,941	21,930,485	1,361,456
器具及び備品	15,423,647	13,702,576	1,721,071
有形リース資産	3,369,600	2,700,864	668,736
その他の固定資産	250,000	249,999	1
合計	291,230,410	206,033,375	85,197,035

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,690,788	0	18,690,788
合計	18,690,788	0	18,690,788

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・平成10年パインハウス弘前の事業開始に伴って取得した「建物付属設備」の「給排水設備」の一部の装置を老朽化により処分、入れ替えをした。入れ替えにより、固定資産の使用可能期間延長となったため、改修工事費用を固定資産「建物付属設備」の一部として計上した。
- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務471,744円を流動負債へ計上した。
- ・火災保険の前払費用について1年基準を採用し、翌々年度以降分を長期前払費用で計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。

# 計算書類に対する注記(パインハウス城南拠点区分)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の有価証券—該当なし
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品—定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
  - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
  - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

## 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

## 3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) パインハウス城南拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅰ))
  - ア 通所介護事業 パインハウス城南
  - イ 居宅介護支援事業 パインハウス城南
  - ウ グループホーム パインの街
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	68,396,730	0	0	68,396,730
建物	64,612,624	0	8,697,268	55,915,356
合計	133,009,354	0	8,697,268	124,312,086

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	215,331,471	159,416,115	55,915,356
構築物	10,461,251	9,995,908	465,343
機械及び装置	5,517,308	5,061,692	455,616
車輛運搬具	20,116,898	17,322,082	2,794,816
器具及び備品	13,867,498	10,443,887	3,423,611
有形リース資産	3,369,600	2,700,864	668,736
その他の固定資産	107,100	107,099	1
合計	268,771,126	205,047,647	63,723,479

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	29,346,842	0	29,346,842
合計	29,346,842	0	29,346,842

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務471,744円を流動負債へ計上した。
- ・火災保険の前払費用について1年基準を採用し、翌々年度以降分を長期前払費用で計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。